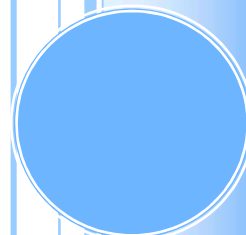


久慈川・那珂川河川管理レポート

【国土交通大臣管理区間編】

国土交通省 関東地方整備局 常陸河川国道事務所

令和2年3月





目 次

1. 堤防の治水機能の確保.....	1
2. 堤防の植生管理	3
3. 護岸の治水機能の確保.....	4
4. 樋管・水門の維持管理、操作.....	5
5. 許可工作物の点検	7
6. 水防に関する危機管理.....	8
7. 生物の生息・生育・繁殖環境の監視	10
8. 水質の監視.....	12
9. 渇水に関する対応	14
10. 河川利用施設の点検	16
11. 河川の適正な利用の監視	17
12. 不法投棄に関する監視	18
13. 不法占用・不法工作物に関する監視.....	19
14. 住民・自治体等との地域連携による管理.....	20

1. 堤防 の治水機能の確保

堤防は、常に状態を監視・点検し、早期に異常を発見し、補修しておく必要があります。

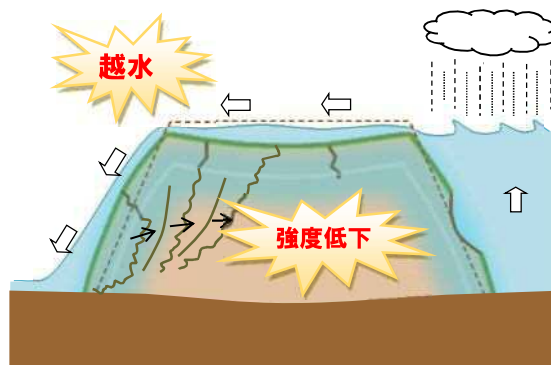
河川堤防は、土で作られています。



【堤防の特性】

- ・土で作られた堤防は、材質が劣化しにくい、基礎地盤の変形に追従できるという特性があります。また、材料の取得が容易であるため、迅速な修復が可能です。一方で、流水による洗堀・侵食を受けやすく内部に水が浸透すると強度が低下します。

堤防の異常を放っておくと、洪水時に堤防決壊につながる恐れがあります。



● 久慈川・那珂川の現状

堤防が低い箇所や、堤防の異常（亀裂等）が確認されており、洪水時に重点監視が必要な場所〔重要水防箇所〕が、久慈川では234箇所（88.5km）、那珂川では257箇所（139.8km）あります。（平成31年3月末時点）

重要水防箇所は、「水防上最も重要な区間A」、「水防上重要な区間B」、「要注意区間」の3つに区分し、水防団などと情報共有を図っています。

※ 詳しくは、常陸河川国道事務所ホームページ

(<http://www.ktr.mlit.go.jp/hitachi/hitachi00058.html>) をご確認ください。



堤防点検



河川巡視

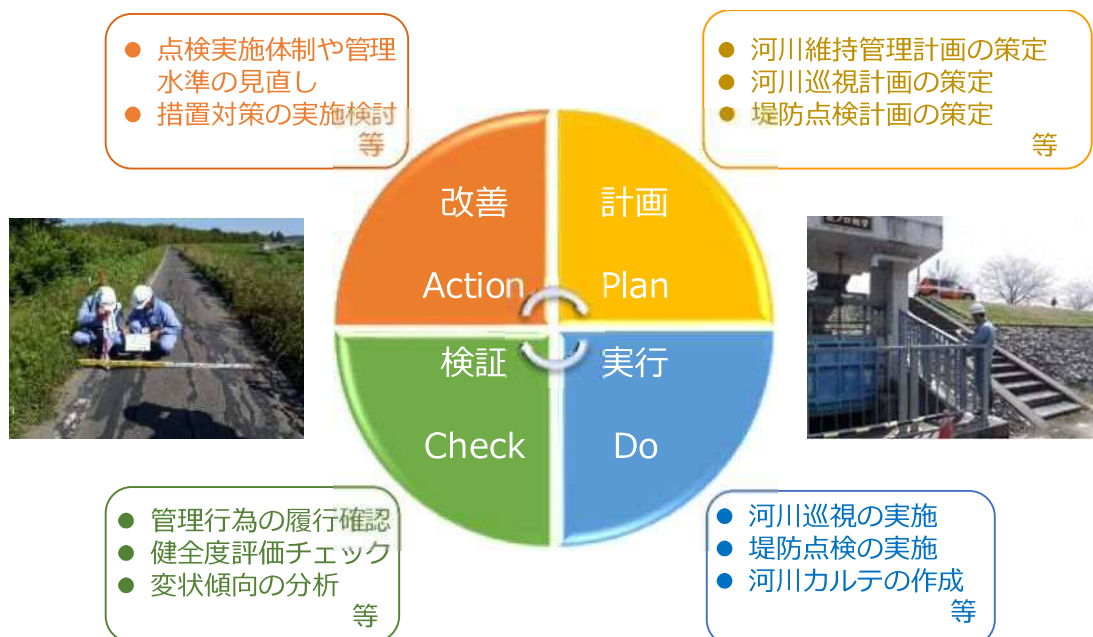
継続的な監視・点検及び補修により、洪水被害の発生を未然に防いでいます。

河川巡視の際に、久慈川水系では 1 箇所(平成 30 年度)、那珂川水系では 18 箇所(平成 30 年度)の天端の亀裂等の異常を確認し、緊急性の高い異常に対しては即座に補修等を行いました。

また、堤防点検においては、久慈川水系では 41 箇所(平成 30 年度)、那珂川水系では 16 箇所(平成 30 年度)の異常を発見し、治水機能への影響が大きい異常は即座に補修し、その他の施設に対しては、引き続きの監視を行い、異常の拡大や補修の必要性を観察しています。

河川名	河川巡視で 発見された異常	堤防点検で 発見された異常
久慈川水系	1 箇所	41 箇所
那珂川水系	18 箇所	16 箇所

(平成 31 年 3 月末時点)



2. 堤防の植生管理

堤防の除草は、堤防の点検前（出水期前の5月、台風期前の8月）に行っています。

堤防の除草を行わないと堤防の状況が確認できないことや堤防に草がなくなると降雨で侵食する恐れがあるため適切な管理が必要になります。

堤防の植生を放っておくと、堤防の機能が劣化する恐れがあります。



降雨による法面侵食



植生繁茂時の視認性（草丈 80 cm）
「植生繁茂により損傷状況が見えない」

● 久慈川・那珂川の現状

堤防の植生面積は、久慈川水系では約230万 m²、那珂川水系では約240万 m²となっています。

河川管理者は、植生が堤防の維持管理の支障とならないよう堤防の除草を行っています。

除草にかかる費用は膨大であり、コスト削減に取り組んでいます。



除草前



除草中



除草後

久慈川水系、那珂川水系では、かつて年3回の除草及び集草を行っていましたが、近年はコストを削減するため、除草及び集草回数の削減が余儀なくされています。

また、さらなるコスト削減として刈草の無償提供を実施しています。

3. 護岸 の治水機能の確保

護岸は、常に状況を監視・点検し、異常が発見された時は、即座に補修を実施しています。

【護岸の必要性】

護岸等を設置して、流水の勢いや流木等の衝撃から保護する必要があります。



堤防や河岸は、洪水時の流水や流木で浸食されます。



護岸の異常を放っておくと、出水時に護岸が破壊され、堤防決壊に至る恐れがあります。

例) ・護岸の沈下は、堤体や河岸が変形し、その安全性が確保されていない恐れがあります。

・護岸ブロックの沈下（不陸）やブロック間の目地開き、ブロックの欠損等が生じていると、洪水時に背面の土が吸い出されて空洞化し、護岸の損壊に繋がる恐れがあります。

・低水護岸の基礎部が洗掘されると、護岸が崩壊する恐れがあります。



護岸ブロックの欠損

● 久慈川・那珂川の現状

護岸の劣化、河岸侵食や沈下が確認されている箇所があり、監視を行っています。



継続的な監視・点検及び補修により、河川管理施設の被害発生を未然に防いでいます。

河川巡視、堤防点検の際に、護岸沈下等の異常を確認し、緊急を要する箇所は即座に補修等を行い、その他に対しては引き続きの監視を行い、異常の拡大や補修の必要性を観察しています。

4. 樋管・水門 の維持管理、操作

出水前後、地震後の樋管・水門周辺の異常（変形、クラック、各構造部間の開き、樋管部の抜けあがり）を監視・点検し、洪水に備えて補修しておく必要があります。

【樋管・水門の特性】

樋管・水門は洪水時に水位が上昇した時に支川側に水が流れ込まないように、確実に門を閉めることが必要です。

樋管や水門も、堤防の一部です。



樋管・水門周辺の異常を放っておくと、逆流防止機能が損なわれる恐れがあります。

● 久慈川・那珂川の現状

久慈川水系では、直轄管理の樋管が53箇所設置されています。

那珂川水系では、直轄管理の樋管が49箇所、水門が4箇所設置されています。

出水前後及び地震後の監視・点検により、樋管・水門が適切に作動するよう努めています。

施設点検の際に、久慈川水系の直轄管理施設では3箇所(平成30年度)の異常を確認し、樋管のゲート部ゴミ撤去等、緊急度の高い異常のみ出水期前に対処しました。那珂川水系の直轄管理施設では10箇所(平成30年度)の異常を確認し、勝倉第六排水樋管の排水路の土砂堆積等、緊急度の高い異常のみ出水期前に対処しました。

その他の異常に対しては、河川巡視等で異常の拡大や補修の必要性をモニタリングしながら、必要に応じて補修を実施しています。

河川名	施設点検で 発見された異常
久慈川水系	3箇所
那珂川水系	10箇所

(平成31年3月末時点)

堆積土砂撤去前



堆積土砂撤去後



勝倉第六排水樋管の土砂堆積（那珂川）

河川管理者 及び 施設管理者（土地改良区等）は、樋門・樋管等の管理施設を適切に操作し、河川の逆流を未然に防止しています。

樋管・樋門等が適切に操作されない場合、浸水被害に繋がる恐れがあります。

例）・河川水位上昇時に、ゲートが適切に閉鎖されない場合、河川水が逆流し、市街地が浸水する恐れがあります。



霞排水樋管（那珂川）



若宮排水樋管（那珂川）

● 久慈川・那珂川の現状

久慈川水系、那珂川水系では、下記の直轄管理施設を設置するとともに、施設毎の適切な操作規則を設定し、洪水時や津波時の操作を行っています。

河川名	樋管
久慈川	26 施設
里 川	13 施設
山田川	14 施設

河川名	樋管	水門	排水施設（排水ポンプ場）が設置されている施設	
那珂川	33 施設	3 施設	4 施設	新川樋門、鳴戸川樋門 内川水門、境川排水樋門
桜 川	12 施設	—	—	—
藤井川	2 施設	1 施設	1 施設	西田川水門
荒 川	2 施設	—	—	—

5. 許可工作物の点検

許可工作物については、維持管理や操作が万全に行われるように、河川管理者が指導・監督を行う必要があります。

河川には、河川管理者以外が維持管理を行う「許可工作物」も設置されています。



許可工作物を示す看板

許可工作物が適切に維持管理されない場合、河川管理施設等に影響を及ぼす恐れがあります。

- 例) ・出水等により許可工作物が壊れた場合、その施設に接続している堤防や護岸等に損傷が生じる可能性があります。
- ・出水時や津波時に、樋管等の操作が適切に実施されないと、農地や市街地が浸水する恐れがあります。



排水樋管の履行検査

許可工作物に対しても常に監督・指導を行い、逆流被害の発生を未然に防いでいます。

洪水時に施設機能が発揮できるよう許可工作物の管理者の立会いのもと履行検査を行っています。



橋梁の履行検査

洪水や津波等による被害を最小限に抑えるため、常時より危機管理体制を整えておくとともに、関係機関や住民に対する適切な情報提供が重要です。
河川管理者は洪水時に洪水予報（気象庁と合同で）及び水防警報を発表しています。

洪水時にはいつ、どこで決壊するか予測がつきません。

- 河川整備計画に基づき河川改修を進めていますが、現時点で堤防整備率は、久慈川水系で27.5%、那珂川水系で37.7%です。



● 維持管理行為

- ◇ 常陸河川国道事務所では、毎年所内水防訓練及び久慈川水系連合水防訓練を実施し、緊急時の対応方法を訓練しています。

【平成30年度の実施結果】

常陸河川国道事務所では7月18日に茨城町長岡地先の常陸河川国道事務所災害対策機械庫で所内水防訓練を実施し水防工法を習得しました。また5月31日、6月1日には同じ場所で災害対策用機器操作講習会を実施して災害対策機器操作方法を習得しました。さらに5月26日には久慈川左岸の常陸太田市栗原地先河川敷で久慈川水系連合水防訓練が行われ、各自治体の水防団等約200名が参加しました。



所内水防訓練



災害対策機器操作講習会



久慈川水系連合水防訓練

- ◇ 洪水や津波の際、住民の方々に安全かつ迅速に避難行動を行っていただくため、下記のような情報提供を行っています。

台風・洪水に備えて

大雨・洪水に警戒を

夏季から秋季にかけて、台風や豪雨などにより、河川の水位の上昇がおきやすくなります。

この期間は、いつ洪水が発生するか分からないため、事前に必要な情報や、情報の収集先を確認しておきましょう。



平成23年9月、台風15号による洪水状況(那珂川・水戸市坂東地区)

いざというときの避難先・ルートの確認を

万が一の河川の氾濫に備えて、普段から避難先や避難ルートを、各市町村が作成している洪水ハザードマップでご確認ください。

洪水ハザードマップは、各市町村もしくは、下記のホームページで閲覧できます。

国土交通省ハザードマップポータルサイト

<http://disaportal.gsi.go.jp/>



洪水ハザードマップの例: 水戸市(水戸市ホームページより)

自治体からの避難情報にご注意

各自治体から発表される避難準備情報、避難勧告、避難指示の避難情報にご注意ください。避難勧告や避難指示があった場合には、速やかに避難先に避難してください。

避難情報	行動の一例
避難準備情報 (要援護者待避)	・要援護者等は、避難場所への避難行動を開始する。
避難勧告	・避難場所等への避難行動を開始する。
避難指示	・避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了する。 ・避難していない対象住民は、直ちに避難する。 ・命を守る行動をとる

久慈川・那珂川の雨量・水位情報はここから

新

テレビから

NHKのデータ放送で雨量・水位を確認できるようになりました(一部ご覧いただけない機種があります)

NHK⇒TVリモコンの **d** ボタン⇒ **河川水位雨量情報**を選択(茨城県内)

インターネットから

常陸河川国道事務所 河川・道路気象情報(雨量・水位、河川カメラ画像)

<http://www.ktr.mlit.go.jp/hitachi/bousai2/>

携帯から

常陸河川国道事務所 河川・道路気象情報(携帯向け)

<http://www.ktr.mlit.go.jp/hitachi/bousai2/i/>

国土交通省「川の防災情報」

<http://www.i.river.go.jp>

電話から

常陸河川国道事務所テレホンサービス(24時間対応)

TEL:029-240-4102



常陸河川国道事務所
河川・道路気象情報(携帯向け)

国土交通省 関東地方整備局 常陸河川国道事務所 029-240-4061

※ 常陸河川国道事務所のホームページ上で、最新の災害情報を更新しています。

<http://www.ktr.mlit.go.jp/hitachi/index.htm>

河川環境は、鳥や魚、昆虫等の多様な生物にとって、重要な生息・繁殖の場です。



イカルチドリの繁殖

- 河川に生息する生物の中には、川の特殊な環境でしか生息・繁殖できない種類が多く確認されています。
- 久慈川、那珂川は、サケ及びアユの遡上やイカルチドリの繁殖等で有名な河川です。

● 維持管理行為

定期的、継続的な調査及び監視により、河川環境の保全に努めています。

◇ 近年、河川水辺の国勢調査等により、下記の希少生物の生息を確認しています。

久慈川・那珂川水系で確認された希少生物

分類種	久慈川	那珂川	主な重要な種
植物	13 種	20 種	中流域の礫河原にはカワラニガナ（国 RDB：絶滅危惧Ⅱ類）が生育。湿地にはタコノアシ（国 RDB：絶滅危惧Ⅱ類）が生育。
哺乳類	1 種	1 種	全域でカヤネズミ（茨城県 RDB：希少種）が生息。
鳥類	19 種	34 種	中流域の礫河原ではコアジサシ（国 RDB：絶滅危惧Ⅱ類）等の鳥類の繁殖場となっている。
両生類	0 種	1 種	中流域の水辺ではカジカガエルが生息（茨城県 RDB：希少種）。
魚類	14 種	7 種	中流域には玉石河床に生息するスナヤツメ（国 RDB：絶滅危惧Ⅱ類）やホトケドジョウ（国 RDB：絶滅危惧ⅠB類）などが生息。
陸上昆虫類	11 種	34 種	オオモノサシトンボ（国 RDB：絶滅危惧Ⅰ類）などが生息。中流域ではツマグロキチョウ（国 RDB：絶滅危惧Ⅱ類）、下流域ではヒヌマイトトンボ（国 RDB：絶滅危惧ⅠB類）などが生息。
底生動物類	7 種	7 種	中流域のよどみや細流は周辺の水田地帯から飛来したタガメ（国 RDB：絶滅危惧Ⅱ類）の採餌場となっている。
合計	65 種	104 種	

※（）内は、各種レッドデータブックのランク



シノリガモ（カモ科）



ギバチ（ギギ科）



ホトケドジョウ（ドジョウ科）



カワラバッタ（バッタ科）



ヒメマイトンボ（イトトンボ科）

河川の水質状況や水面異常は、常に監視する必要があります。

河川水は、多様な生物の生息環境及び 地域住民の生活を支えています。

水利用の状況

目的	久慈川		那珂川	
	水利権の数	最大取水量 (m ³ /s)	水利権の数	最大取水量 (m ³ /s)
農業用水	7	約 8.5	12	約 22.6
水道用水	5	約 1.5	6	約 5.0
工業用水	7	約 0.4	2	約 2.0

(平成 31 年 3 月現在)

水質が汚染されると、人の健康や生活及び貴重な生態系に害を及ぼす恐れがあります。

例)・水質事故の発生は、魚などの生物を斃死させるとともに、取水ができなくなる恐れがあります。

● 維持管理行為

水質事故、水質汚染の早期発見及び対処に努めています。

- ◇ 平成 30 年度には久慈川水系では 5 件、那珂川水系では 9 件の水質事故が発生し、関係機関と連携して、即座に被害軽減対策を講じました。
- ◇ 水質事故の初動対応技術向上のため、関連機関と合同で水質事故訓練を実施しています。

- 開催日 平成 30 年 11 月 15 日
- 訓練内容 水質パックテストの実習、オイルフェンスの設置、他
- 訓練参加者 茨城県、栃木県、沿川市町村、常陸河川国道事務所、維持管理業者



オイルフェンス設置



水質事故が発生した時の作業

◇ 関東地方水質汚濁対策連絡協議会

関東地方水質汚濁対策連絡協議会は、久慈川、那珂川をはじめとする関東の一級水系の河川、湖沼、関係海域について水質の実態を把握するとともに、汚濁の過程を解明し、防止対策を立てることを目的として、昭和 33 年に設立されました。本協議会では、水質の調査及び解析、水質汚濁の調査・研究、情報交換、研究会・講習会等の開催を行っています。

◇ **久慈川水系、那珂川水系の水質は、概ね環境基準値を満足しています。**

久慈川水系、那珂川水系で観測している水質観測データは、下記のホームページで公表しています。

- 水質情報〔常陸河川国道事務所ホームページ〕

<http://www.ktr.mlit.go.jp/hitachi/hitachi00138.html>

- 水文・水質データベース〔国土交通省ホームページ〕

<http://www1.river.go.jp/>

9. 渇水 に関する対応

渇水が生じた場合には、円滑に水利使用者間の調整が行われるよう、必要な情報を収集し、速やかに情報提供を行う必要があります。

河川水は、多様な生物の生息環境 及び 地域住民の生活を支えています。



- ・久慈川水系の水は、常陸大宮市、常陸太田市、那珂市、日立市など、那珂川水系の水は、那須烏山市、水戸市、ひたちなか市などの水道用水として使用されています。
 - ・渇水が生じると、塩分（海水）遡上や水質悪化等により、水道用水や農業用水としての利用が困難となります。
 - ・久慈川下流部では、流域の小雨に伴って久慈川の流量低下が生じ、大潮の時期に海水の塩分が遡上して、日立市水道施設の取水が出来ない時間帯が生じることがあります。
- そのため日立市では取水口前面に土堰堤を設置して塩分遡上を防ぐ措置を実施しています。（左写真）

渇水が生じると、人の健康や生活及び貴重な生態系に害を及ぼす恐れがあります。

● 維持管理行為

平常時から水量を監視し、渇水による被害の軽減に努めています。

◇ 久慈川水系と那珂川水系では、平成30年6月に渇水が発生したため、那珂川・久慈川渇水対策支部を設置し、水利使用者間の調整を行いました。

常陸河川国道事務所では、平成30年6月28日11:00に那珂川の水位が低下したため渇水対策支部を設置し、準備体制に入りました。

その後、那珂川基準地点である野口の基準流量 $23\text{m}^3/\text{s}$ を回復したことを確認し、平成30年10月3日9:00に那珂川渇水対策支部を解散しました。

日 時	状 況	概 要
6/28 11:00	準備体制	那珂川渇水対策支部を設置し、河川の監視を強化した。
10/3 9:00	体制解除	那珂川基準地点である野口の基準流量 $23\text{m}^3/\text{s}$ を拡張したことを確認し、那珂川渇水対策支部を解散した。

なお、那珂川渇水対策支部においては、下記の水利使用の調整を行いました。

- ・大杉山揚水機場（農水）の振替取水
7月 1日 ～ 7月 5日
7月19日 ～ 7月27日

【平成 31 年渇水について】



渇水時（野口：平成 31 年 4 月 19 日）



通常時（野口）

那珂川流域では、4月の降雨量が平年の4割弱となったことから、野口流量観測所の流量がこの時期の必要量の20%しかなくなり、下流側では海水の塩分遡上により取水が困難な事態が生じました。

このため那珂川・久慈川渇水調整協議会を開催して、那珂川において4月27日から農業用水15%、都市用水10%の取水制限を実施しました。

那珂川の取水制限は平成13年以来18年ぶりであり、一時解除をはさんで5月21日まで続けました。

久慈川でも小雨による流量低下がありましたが、取水制限には至りませんでした。

10. 河川利用施設 の点検

河川利用者が安全に施設を利用できるよう、定期的な河川利用施設の点検を行い、適切に補修等を行っておく必要があります。

- ・5月の連休前と7月の夏休み前に、人が利用されると考えられる河川内の施設において危険と思われる場所がないか点検を行っています。



親水護岸（城里町）



那珂川での釣り（那珂川町）



親水施設（ひたちなか市）



川辺の水遊び（城里町）



サイクリング（常陸太田市）



水路の水遊び（常陸大宮市）

● 維持管理行為

定期的、継続的に河川利用施設の点検を行い、安全性の確保に努めています。

平成30年度の安全利用点検の結果、河川利用施設の異常を久慈川水系で6件、那珂川水系で19件発見し、全ての異常に対して応急措置を行い、経過を観察しています。

◇ 対応事例



階段護岸の雑草繁茂により転倒の恐れ



階段護岸の雑草除去



河川への転落のおそれ



立入禁止標補修

対策前

対策後

河川管理施設の機能保持 及び 河川区域における秩序を維持するため、多様な利用者間の調整を図り、危険行為等に対する監視指導を行う必要があります。

河川区域は、自己責任のもとで、どなたでも自由に使用することができます。
ただし、一部の利用者が危険行為やマナーに欠ける行為を行うと、他の利用者への迷惑や、河川管理施設に損傷を与える恐れがあります。

＜違法な河川区域内の行為＞



ゴルフの練習



堤防への車両の乗り入れ跡



焚き火

● 維持管理行為

定期的に河川巡視を行い、秩序ある河川利用の保持を図っています。

※ 巡視にて監視・指導している事項

- ・危険行為等（ゴルフの練習、ラジコンヘリの使用、モトクロスバイクの走行など）
- ・河川区域内への駐車や係留

12. 不法投棄 に関する監視

不法投棄の抑止、あるいは未然防止に向け、不法投棄の早期発見 及び 迅速かつ適切な措置を講じることが必要です。

河川区域内の不法投棄物は、国のお金（税金）で処分しています。

不法投棄物の処理には多大な費用を費やす上、周辺環境に影響が生じる恐れがあります。



不法投棄物は、河川区域の清潔の保持や景観の面で支障があるだけではなく、洪水時に流下することで河川管理施設等の損傷や水質汚濁が生じる恐れがあります。

● 維持管理行為

不法投棄物の速やかな撤去に加え、広報などで不法投棄防止を呼びかけながら投棄量の削減に努めています。

- ◇ 不法投棄物に対しては、注意看板等を設置し、原因者による撤去を基本とします。
- ◇ 流域の人々に関心を持っていただき、水環境への意識向上を喚起するため、毎年「ゴミマップ（久慈川水系、那珂川水系）」を作成し、ホームページで公表しています。



（久慈川水系ゴミマップ： <http://www.ktr.mlit.go.jp/hitachi/hitachi00031.html>）

（那珂川水系ゴミマップ： <http://www.ktr.mlit.go.jp/hitachi/hitachi00059.html>）



不法投棄面積の年度別変化（ゴミマップより）

不法占用・不法工作物の設置の抑止、あるいは予防のため、これらの行為を早期に発見し、迅速に指導・対応を行う必要があります。

河川区域内の土地を排他的・独占的に使用するには許可が必要です。

※ 排他的とは自分のための行為で使用するために工作物を作成することや、他人が入らないように改築することなどです。



不法占用（小屋の設置、耕作）



不法占用（小屋の設置、耕作）



不法工作物（テントの設置）



不法工作物（船舶係留施設）

河川区域内の土地を排他的・独占的に利用することは、他の利用者の自由な利用を妨げるとともに、河川管理上の支障となる恐れがあります。

● 維持管理行為

不法占用・不法工作物による被害を未然に防ぐため、これらの早期解決に努めています。

久慈川水系、那珂川水系では、河川巡視等によって河川敷上での耕作や植樹、ホームレスの居住、放置車両等の不法占用が確認されました。また、テントや小屋などの不法工作物も設置されており、口頭や看板による注意喚起を行っています。

久慈川、那珂川は管理延長が長く、その維持管理内容も多岐にわたるため、河川管理者だけでは維持管理を実施していくことは困難です。

常陸河川国道事務所では、河川の維持管理に関して以下のような沿川市町村や市民との協働活動を実施し、今後の河川管理の一部に組み込むことができるよう発展させていく予定です。

◇ 久慈川・那珂川水系一斉クリーン作戦

「久慈川・那珂川水系一斉クリーン作戦」は、国土交通省と久慈川・那珂川沿川市町村とが一体となり、沿川住民・河川利用者及び各種ボランティア団体等が自ら行う清掃作業をとおして、河川的环境美化・愛護意識ならび

に水質保全に対する一層の意識向上をめざし、ひとりひとりの「河川を大切にする心」の啓発を図ることを目的とし、毎年「河川愛護月間」である7月に実施しています。



◇ 桜川水系クリーン作戦

「桜川水系クリーン作戦」は平成22年以降実施しており、市民、ボランティア団体、官公庁職員が参加して桜川、逆川のゴミを回収しています。

平成30年は11月4日に実施し、約250名が参加して合計490kgのゴミを回収しました。



◇ 河川愛護モニター

河川整備・河川利用および河川環境に関する要望を十分に把握して地域との連携を進めるとともに、河川愛護思想の普及・啓発および河川の適正な維持管理に資するため、地域の方々に河川愛護モニター（各出張所1名ずつ）をお願いしています。

河川愛護モニターは、日常生活の範囲内で知り得た情報を河川管理者に伝えることを主な任務とするものであり、河川管理者に月1回程度の定期および随時連絡を行っています。

◇ “ 清流に笑顔が咲いた ” 久慈川・那珂川で水生生物調査

常陸河川国道事務所では、地元の方にとって身近な河川である久慈川・那珂川をもっと知ってもらい、水質に関心を持ってもらうことで川を大切にする河川愛護の心を養っていただくことを目的として、毎年「水生生物による水質の簡易調査」を実施しています。

「水生生物による水質の簡易調査」は、流域の学校等と協力してサワガニやカワゲラ類等の水生生物を採取し、それらを指標として河川の総合的な水質を評価する体験活動です。

平成 30 年度は、茨城県内の 3 つの小学校、栃木県内の 5 つの小学校・高校を含む 9 団体、延べ 114 人が参加し、6 月下旬～10 月下旬にかけて実施しました。



透視度計を使った水の濁りの計測



水生生物の採取

平成 30 年度水生生物調査参加団体一覧

水系名	河川名	調査地点名	場所	調査日	参加学校・団体	参加者数 (延べ人数)
久慈川	久慈川	富岡橋上流	茨城県常陸大宮市	8月20日	常陸河川国道事務所	7名
	里川	水瀬大橋	茨城県日立市	7月12日	日立市立中里小学校	6名
	里川	機初橋下流	茨城県常陸太田市	10月25日	日立市立東小沢小学校	10名
	山田川	東橋下流	茨城県常陸太田市	6月25日	常陸太田市立幸久小学校	12名
那珂川	那珂川	旧新那珂橋上流	栃木県那珂川町	7月13日	那珂川町立小川小学校	29名
	那珂川	旧新那珂橋上流	栃木県那珂川町	7月17日	那珂川町立馬頭東小学校	10名
	那珂川	旧新那珂橋上流	栃木県那珂川町	10月31日	栃木県立馬頭高等学校	16名
	那珂川	大藤橋	栃木県茂木町	9月28日	茂木町立中川小学校	12名
	那珂川	那珂川大橋下流	茨城県城里町	7月10日	城里町立沢山小学校	12名
合 計						114名

◇ 河川協力団体について

河川の維持、河川環境の保全などの河川の管理につながる活動を自発的に行っている民間団体等を河川管理のパートナーとして活動を促進し、河川管理の充実を図ることを目的として『河川協力団体制度』が創設されました。

常陸河川国道管内においては河川水域内の動植物の調査や環境に関する啓発活動を行っている「茨城生物の会」が指定されています。希少生物と外来生物に重点を置いて実態の把握に努めるとともに、環境展示会への出展や自然観察会などを通して楽しみながら茨城の自然への関心や理解を深める活動を行っています。



水戸市環境フェアへの出展
(特定外来種に関する展示)



希少種の確認（アズマイチゲ）
(茨城県：準絶滅危惧種)

◇ 伐採木無償提供、公募型樹木伐採

堤防や河川敷に樹木が繁茂することで洪水時に流下阻害になり、水のせき上げを起こしたり、樹木が流されて堤防・工作物等に損傷を引き起こす恐れがあることから、伐採を行っています。

伐採木の有効活用及び処分費の軽減を図るために河川管理者が伐採した伐採木を、希望者に無償配布しています。

また一般に伐採希望者を募集して、伐採及び搬出してもらう取り組みも行っています。



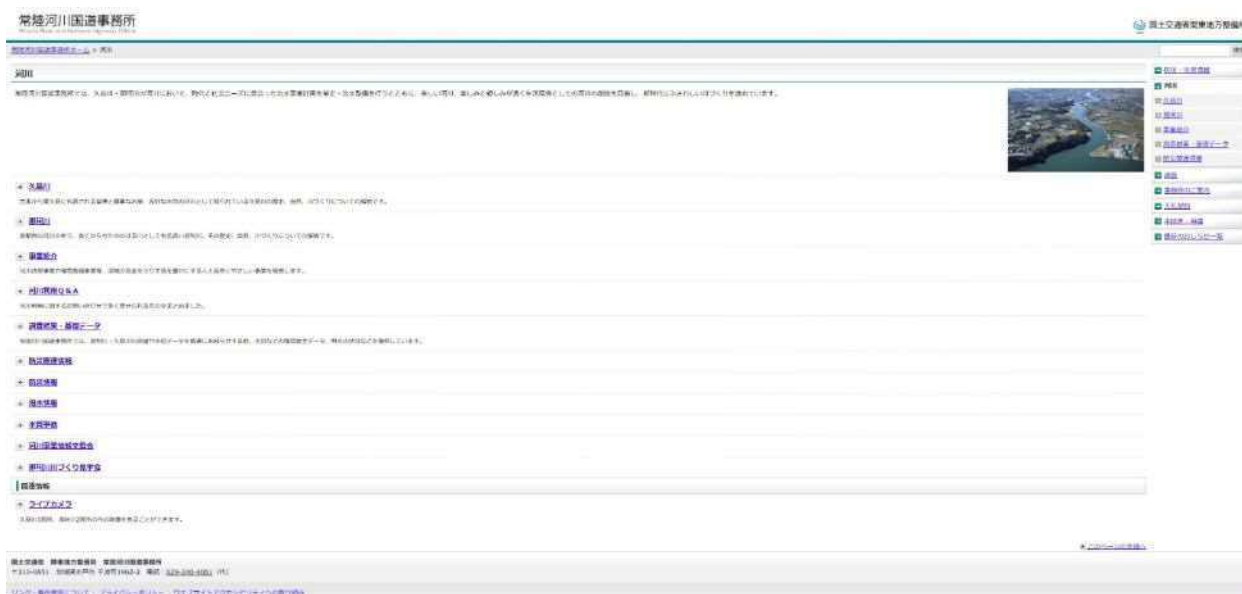
無償提供する竹



無償提供する木

◇ 久慈川・那珂川に関する各種情報の提供

久慈川・那珂川の歴史、自然、川づくりについて理解していただくため、常陸河川国道事務所ホームページにて各種情報を提供しています。



(常陸河川国道事務所ホームページ http://www.ktr.mlit.go.jp/hitachi/hitachi_index001.html)

◇ 環境百科（久慈川・那珂川）

久慈川・那珂川の自然、歴史及び文化等を紹介し、久慈川・那珂川の社会環境や自然環境について地域の人々に深く理解してもらうため、『環境百科久慈川』、『環境百科那珂川』を作成し、ホームページ掲載を行っています。

